

## 短期入所生活介護 橘の丘 重要事項説明書

### 1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話番号：095-839-7330

担当：生活相談員 中村 拓己

\*ご不明な点がございましたら、何なりとお尋ねください

### 2. 短期入所生活介護 橘の丘の概要

#### (1) 施設の名称・所在地等

事業所番号：4270104922

事業所名：短期入所生活介護 橘の丘

所在地：長崎市春日町284-2

#### (2) 施設の職員体制

施設長	1名	(介護老人福祉施設と兼務)
生活相談員	1名	(介護老人福祉施設 介護職員と兼務)
介護支援専門員	1名	(短期入所生活介護 介護職員と兼務)
栄養士	1名	(介護老人福祉施設と兼務)
機能訓練指導員	3名	(常勤専従2名・介護老人福祉施設と兼務1名)
医師(非常勤)	3名	(介護老人福祉施設と兼務)
看護職員	1名	(常勤専従1名・介護老人福祉施設と兼務)
介護職員	5名	(夜勤職員は特養10床と短期入所生活介護10床に1名)
事務職員	2名	(介護老人福祉施設と兼務2名)

#### (3) 施設の設備等の概要

定員	10名
個室	10部屋(全室個室)
浴室	2室(特別養護老人ホームと共用)
医務室・静養室	1室(特別養護老人ホームと共用)
機能回復訓練室	1室(特別養護老人ホームと共用)
食堂・談話室	1室

\*10室が1ユニット(グループ)の小規模生活単位型施設です

### 3. サービス内容

#### (1) 短期入所生活介護計画の作成

- (2) 食事
- (3) 入浴
- (4) 排泄
- (5) 送迎
- (6) 機能訓練
- (7) 生活相談
- (8) 健康相談
- (9) 趣味活動
- (10) その他

## 5. 利用料金

併設型小規模生活単位型短期入所生活介護の利用料金については、別紙1の短期入所生活介護利用料金をご確認下さい

その他の料金について

- (1) その他の料金：理美容代(¥2,000)、行事参加費等は、実費徴収させていただきます
- (2) キャンセル料
  - ・利用開始予定日の前日午後5時迄に連絡を頂いた場合→無料
  - ・利用開始予定日の前日午後5時迄に連絡を頂かなかった場合→1日利用料金の10%
- (3) 支払い方法  
利用月の翌月10日以降にご請求し、入金の確認がとれましたら領収書をお渡し致します。

- ① 銀行振込の場合 ⇒ 十八銀行 日見支店 普通預金  
口座番号：0090526  
口座名：社会福祉法人 日春会 理事長 今村 汪  
(振込手数料は利用者様負担となります)
- ② 金融機関自動振替の場合 ⇒ 毎月26日に引き落としさせていただきます。  
なお、26日が金融機関休業日の場合は、翌営業日となります。  
金融機関自動振替に係る引き落とし事務手数料(80円 + 税)につきましては、ご利用者負担となります。

## 6. 通常送迎の実施区域

- (1) 長崎市内全域
- (2) 諫早市内全域
- (3) 西彼杵郡全域

## 7. サービスの利用方法

- (1) サービスの申し込み
  - ・電話等で御申し込み下さい
  - ・利用期間決定の後、契約を結びます。なお、ご利用の予約は1ヶ月前から承ります

\* 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談下さい
- (2) サービス利用契約の終了
  - ① お客様のご都合でサービス利用契約を終了する場合
    - ・実際に短期入所生活介護を御利用でなければ、文書での申し出により、いつでも解約することができます。この場合、その後の予約は無効となります。
  - ② 自動終了  
以下の場合は、双方の通知がなくても自動的に契約を終了し予約は無効となります。
    - ・利用者が介護保険施設等に入所された場合
    - ・利用者が亡くなられた場合、又は被保険者資格を喪失した場合
    - ・要介護認定区分が、非該当と認定された場合
  - ③ その他  
利用者がサービスの利用料金の支払いを1ヶ月以上遅滞し、料金を支払うよう催告したにも関わらず、10日以内に支払われない場合、利用者が当施設や当施設の従業者に対して、本契約を継続し難い程の背信行為を行った場合、又はやむを得ない事情に

より施設を閉鎖もしくは縮小する場合は 30 日前迄に文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させて頂く事がございます。

なお、この場合の予約は無効となります。

## 8. 当施設のサービスの特徴等

### (1) 橋の丘 事業理念

人にやさしく、自然にやさしく、すべてに愛をそそぎます

### (2) サービス利用のために

- ・男性介護職員の有無 : 有
- ・従業員の研修の実施 : 有 (内部研修 毎月1回・外部研修 随時実施)
- ・各種サービスマニュアルの作成 : 有
- ・身体拘束の有無 : 無 (但し、やむを得ず御家族の同意を得た上で行う事があります)

### (3) 施設利用に当たっての注意事項

- ・面会 : 面会時間は特に定めはございません。但し深夜、早朝等は予めご連絡頂ければ幸いです。又、施設玄関の面会簿に御署名をお願いします
- ・外出・外泊 : 特に定めはございません。  
食事の準備がございますので事前に御連絡頂ければ幸いです
- ・金銭、貴重品の管理 : 基本的には利用者に管理して頂きます。  
但し、申し出により事務所でもお預かり致します

## 9. 事故発生時の対応

事故対応フロー図に従って適切且つ迅速に対応させて頂きます (重要事項説明書最後を参照)  
詳細は介護事故防止・対応マニュアルによる

## 10. 非常災害対策

消防計画を作成し、定期的な防災訓練・教育を全職員対象で開催し、周知徹底に努めます

## 11. 人権擁護と高齢者虐待防止法

事業者は、利用者等の権利擁護、虐待防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

①事業所は、虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 (職・氏名) ・施設長 三宅 基次

②事業所は、虐待防止のための指針を整備します。

③事業所は、従業者に対する権利擁護・虐待防止の委員会及び啓発するための研修を定期的に行います。

④サービス提供中に、当事業所の従業者又は養護 (現に養護している家族・親族・同居人等) による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを通報します。

## 12. 緊急やむを得ない場合の身体拘束の手続き

身体拘束廃止に向けての取り組み

①事業所は、身体拘束等の適正化の指針を整備します。

②サービス提供に当たり、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。

③緊急やむを得ず身体拘束を実施する場合は、その事由を利用者及び保証人等に、提供ケアに関する説明書をもって説明し、同意を得ます。

④事業所は、緊急やむを得ず行う身体拘束について、実施状況の記録を整備し、その廃止に向けて対策を検討する委員会を開催するなど身体拘束等の適正化の取り組みを行います。

⑤身体拘束等の適正化のための従業者に対する研修を定期的に行います。

### 13. サービス内容に関する相談・苦情

#### (1) 当施設における苦情等の受付

当施設における苦情や相談に関しては、受付窓口である下記担当者を通じて、所定の文書・掲示のもとに解決を図るものとします。

○苦情受付窓口 ⇒ 生活相談員：中村 拓己

○解決責任者 ⇒ 施設長：三宅 基次

○第三者委員 ⇒ 有料老人ホーム マーガレット TEL:095-839-0880

施設長：今村 洋

社会福祉法人 南陽会 短期入所施設 南陽の風 TEL：095-832-5588

所長：桑原 泰久

#### (2) 当施設以外の苦情等の受付

当施設以外に、長崎市高齢者すこやか支援課又は、長崎県健康保険連合会の相談・苦情窓口でも受け付けています。

○長崎市高齢者すこやか支援課

所在地：長崎市桜町2番22号 電話番号：095-829-1146

受付時間：月曜日～金曜日（祝日を除く） 8：45～17：30

○長崎県健康保険連合会

所在地：長崎市今博多町8番地2 長崎県国保会館内

電話番号：095-826-1599

受付時間：月曜日～金曜日（祝日を除く） 9：00～17：00

### 14. 嘱託医・協力医療機関

#### (1) 嘱託医

医療機関の名称：たちばなバイクリニック

所在地：長崎市網場町487-8

診療科：整形外科・内科 他

#### (2) 協力病院

医療機関の名称：長崎済生会病院

所在地：長崎市片淵町1丁目13番26号

診療科：内科・外科 他

#### (3) 協力歯科医院

医療機関の名称：西岡歯科医院

所在地：長崎市白木町1番8号

診療科：歯科

### 15. 当法人の概要

法人種別・名称：社会福祉法人 日春会（しゃかいふくしほうじん にっしゅんかい）

代表者役職氏名：理事長 今村 汪

本部所在地：長崎市春日町284番2

定款の目的に定めた事業

1 第1種社会福祉事業

(イ) 特別養護老人ホーム橘の丘設置経営

2 第2種社会福祉事業

(イ) デイサービス事業（橘の丘）

(ロ) 老人短期入所事業（橘の丘）

・・・・・・契約をする場合は以上の確認を行うこと・・・・・・

令和 6年 10月 4日

介護老人福祉施設 橘の丘の利用に当たり、利用者に対して契約書及び重要事項説明書について本書面に基づいて、説明を行いました。

事業者 : 社会福祉法人 日春会 (事業所番号: 4270104922)

所在地 : 長崎市春日町284番地2

名称 : 介護老人福祉施設 橘の丘

説明者職種: 生活相談員

氏名 : 中村 拓己

私は本書面により、事業者から介護老人福祉施設についての契約書及び重要事項の説明を受け同意しました。

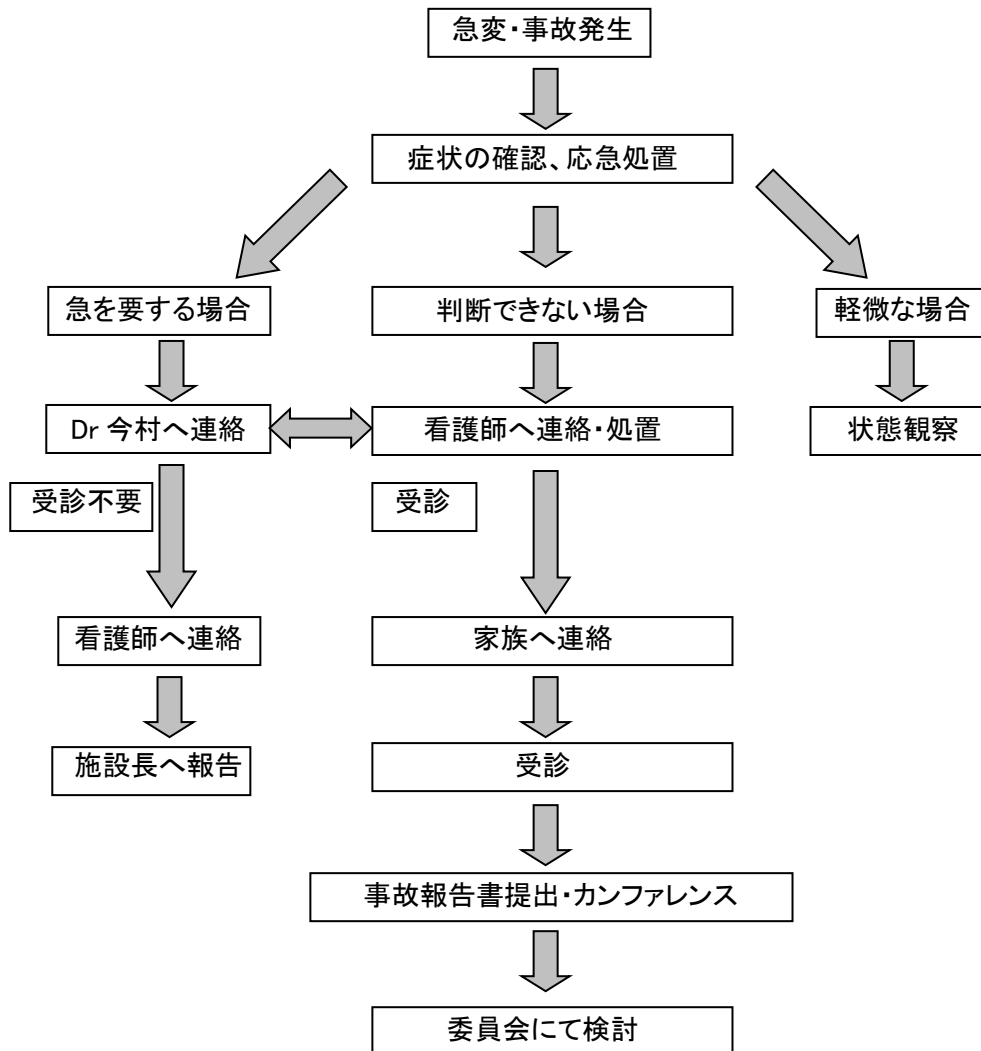
利用者 : 住所

: 氏名

代理人 : 住所

氏名

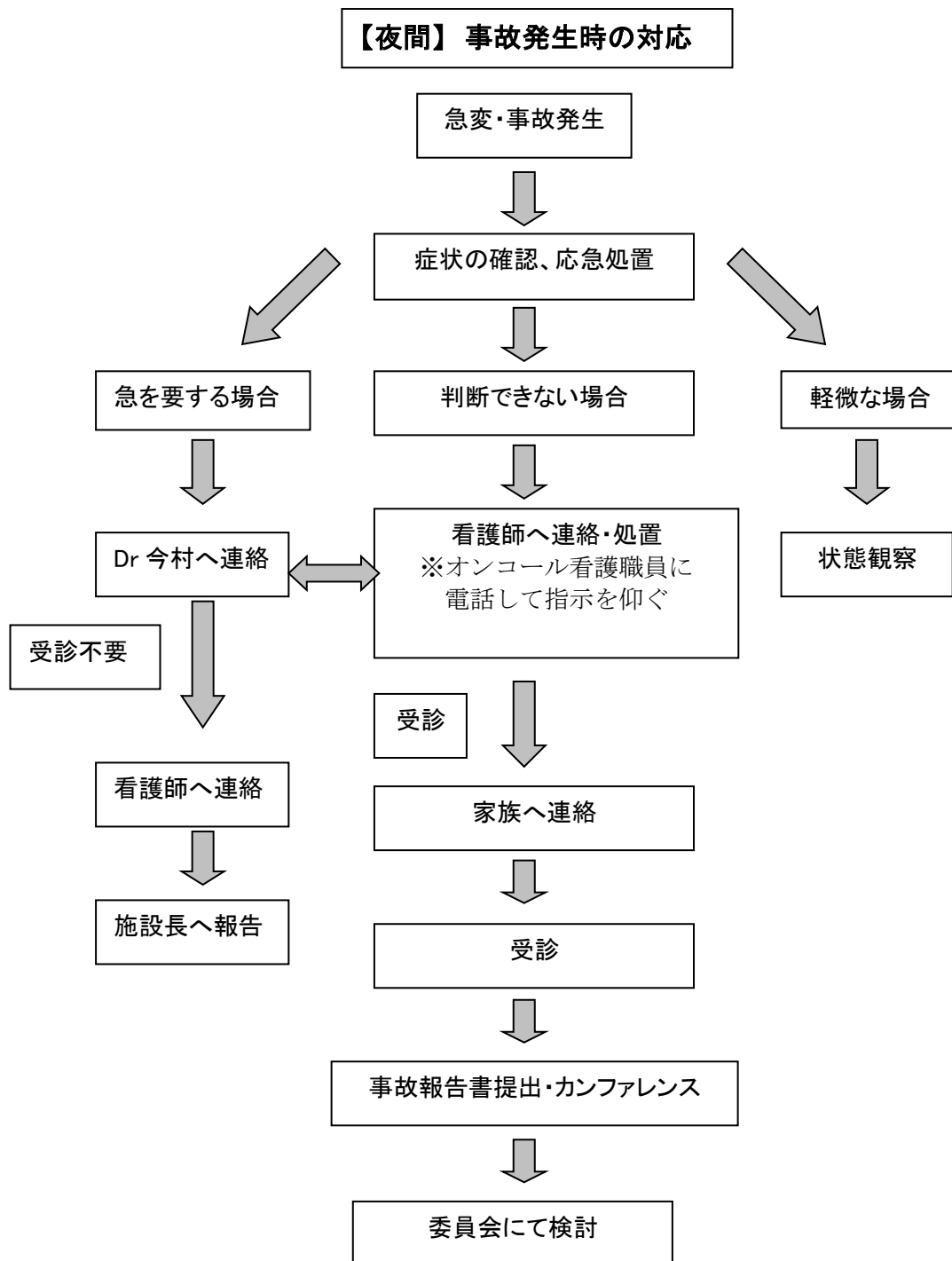
**【昼間】事故発生時の対応**



1. 事業所は、介護事故発生時における手順を定め、適切な対応を速やかに行います。
2. 従業者は、介護事故が発生した場合は、まず状態を確認し可能な限りの応急処置を行います。
3. 状態によっては医師に連絡致します。軽微なものは様子観察、判断のつかないものは看護職員へ連絡し、指示を仰ぎます。なお、重大なものにつきましては管理者へ連絡致します。
4. 医療機関の受診となった場合は、受診前にご家族へ連絡致します。重大なものにつきましてもご家族へ連絡し、誠意を持って対応致します。

5. 以上一連の手順が終了しましたら、できる限り速やかに事故報告書を作成します。また、保険者へ報告致します。

社会福祉法人 日春会



1. 事業所は、介護事故発生時における手順を定め、適切な対応を速やかに行います。
2. 従業者は、介護事故が発生した場合は、まず状態を確認し可能な限りの応急処置を行います。
3. 状態によっては医師に連絡致します。軽微なものは様子観察、判断のつかないものは看護職員へ連絡し、指示を仰ぎます。なお、重大なものにつきましては管理者へ連絡致します。
4. 医療機関の受診となった場合は、受診前にご家族へ連絡致します。重大なものにつきましてもご家族へ連絡し、誠意を持って対応致します。

5. 以上一連の手順が終了しましたら、できる限り速やかに事故報告書を作成します。また、保険者へ報告致します。

令和 6年 10月 4日